

白 石 市 議 会

総務産業建設常任委員会

2 9 . 3 . 3

白石市議会総務産業建設常任委員会

1. 招集日時 平成29年3月3日(金)午前10時

2. 場 所 防災センター大会議室

3. 本日の会議に付した事件

◎付託事件(議案1件)

第5号議案 白石市債権管理条例

◎所管事務調査

白石市農業委員候補者選考委員会設置要綱

白石市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱

4. 出席委員

山 谷 清 委 員 長	管 野 恭 子 副 委 員 長
保 科 善 一 郎 委 員	澁 谷 政 義 委 員
大 野 栄 光 委 員	四 籠 英 夫 委 員
小 川 正 人 委 員	佐 藤 聡 一 委 員
志 村 新 一 郎 委 員	

5. 欠席委員

な し

6. 説明のため出席した者

菊 地 正 昭 副 市 長	大 槻 洋 一 総 務 部 長
古 山 幸 雄 市 民 経 済 部 長	阿 部 俊 治 保 健 福 祉 部 長
遠 藤 信 利 建 設 産 業 部 長	熊 谷 弘 一 理 事
佐 藤 一 彦 税 務 課 長	庄 司 昭 利 財 政 課 長
村 形 真 司 生 活 環 境 課 長	佐 藤 洋 子 健 康 推 進 課 長
古 山 光 春 子 ども 家 庭 課 長	小 室 英 明 学 校 管 理 課 長
平 間 孝 雄 農 林 課 長	榛 澤 浩 司 農 業 委 員 会 事 務 局 長

7. 事務局職員出席者

山 田 政 明 局 長 大 庭 吉 史 議 事 係 長

~~~~~  
午前9時56分 開会

◎**山谷清委員長** 会議に入る前にお願いいたします。本委員会の議事は、全てテープに録音し、会議録を調製しますので、発言については本会議同様、委員長の許可を得た後に発言されるようお願いいたします。

なお、携帯電話については議事の妨げとなりますので、電源をお切りいただきますよう、あわせてお願いいたします。

ただいまから、総務産業建設常任委員会を開会いたします。

本委員会に説明のため、関係当局の出席を求めていますので、ご了承願います。

初めに、議案審査を行います。

本委員会に付託された案件は議案1件であります。これらの議案説明については、既に本会議において行われておりますので、審査に入ります。

それでは、第5号議案・白石市債権管理条例を議題といたします。質疑ありませんか。

◎**管野恭子委員** おはようございます。債権管理条例の制定について、この説明を読んでいたんですが、「適切な債権管理をする上で現在の課題は」ということで、①が「債権ごとに適用する法が異なるため統一的な債権管理が行えていないこと」とございますが、具体的にどのようなふぐあいが出ているのかということと、③の下のほうの説明で、「近年、住民訴訟で損害賠償を負う事例がふえている」ということも記してあるんですが。

◎**山谷清委員長** 管野委員、一問一答でお願いします。

◎**管野恭子委員** あわせて。これと関連しているもので、あわせて具体例をお願いしたいと思います。

◎**佐藤一彦税務課長** ただいまの質疑の「①法が異なるため」というところの具体例ですけれども、税のほうであれば当然徴収ということで執行できると。私債権の場合には、裁判所のほうに債権として組み込まれるような訴訟を起こしたりしないといけないといったような大きなところの仕組みに違いがありますので、進め方が変わるといったようなところがであります。

◎**管野恭子委員** ありがとうございます。2つ一緒に質疑してしましまして、「近年、住民の訴訟で損害賠償を負う事例がふえている」とございますが、本自治体でもそういうことが発生しているのかどうか、具体例をお願いしたいと思います。

◎**佐藤一彦税務課長** 訴訟のほうの具体例ですけれども、本市ではありませんが、町名は省きますけれども、職員が債権の滞納整理をやったら、解釈上、強制徴収ができるのに訴訟を起こさずに滞納整理をしなかったというのは、職員の職務怠慢というようなことから、この職

員に責任があるといったような事例がございます。

◎**菅野恭子委員** わかりました。ありがとうございます。それと、債権管理条例を制定して、実際、今後実施する段階に当たりまして、この条例に基づいて各課でこれを推進していくのか、それともまとめて一括どこかで債権管理していくのか、そういったところを伺います。

◎**佐藤一彦税務課長** 今回の債権管理条例につきましては、統一的な見解といいますか形をつくると。各課それぞれの課でこれを徴収する、滞納整理事務に当たっていただくということで考えております。

◎**菊地正昭副市長** 今の関係なんですけれども、例えば今徴収の収納管理室があるわけなんですけれども、そちらのほうで、例えば一括でというようなお話をされるんですけれども、そうすると、いろいろな債権があるという中で、どうして役所の方が、税のほかに水道料金とか住宅使用料とか、そういうものまで滞納があるよということを役所の方が何で知っているのというような話が、いわゆる個人情報ではないのかという話になってくると、ちょっとうちのほうも対応できない面があるのかなというふうに思います。税は税で、それは当然税務課職員が取り組むということなんですけれども、そうすると、その担当課、担当課で徴収については対応してもらおうというのがいいのかなというふうに思っているところでございます。

◎**菅野恭子委員** そうすると、担当課で債権の管理もあわせてしていくとなると、非常に人的にも困難でないのかなというふうに、条例が出たとしても、推進するには余り効果的な方向には、もちろん今までよりはいいんでしょうけれども、負担が大きくなってくるとはなかなと思うんですが、いかがでしょうか、このあたり。

◎**佐藤一彦税務課長** 今お話しされたとおりで思っております。ただ、先ほどの責任が職員にもといった話もございますし、より統一的なもので債権滞納管理ですね、滞納整理を進めやすくするという観点から、今回の債権管理条例というものを制定するという形で考えております。

◎**澁谷政義委員** まず、この条例を制定することによって効果というのか、ほかの自治体では数値的には上がっているんですね。ということで、本市でもどのような、仕事も遂行上やりやすいだろうし、また率的にどのくらい、はっきり言えば不納欠損とかが少なくなるとかそういうことなんだろうけれども、どのくらいを見込んでいるのか読んでいるのか、今の段階でこれを制定することによってだよ。効果なければ、まさかしようがないと思う。

◎**佐藤一彦税務課長** 現実これから制定、4月1日に施行ということでこれからやるものから、今のところ数値的なものについては算定しておりません。

- ◎**澁谷政義委員** ほかの自治体でやっている、その効果とかという情報ということは捉えては  
ないですか。
- ◎**佐藤一彦税務課長** ほかの情報は持ち合わせてございません。進んでいるというような話だ  
けでございます。
- ◎**大野栄光委員** これまで、この条例がなくて長年ずっとやられてこられてきたわけですね。  
それで、この時点になって、この条例が制定されたという何かきっかけというか、そんな強  
いあれでもって、今回どうしてもやろうという案件で出されてきたのかどうか、その点をお  
伺いいたします。
- ◎**佐藤一彦税務課長** 本会議のほうでも、制定の理由として説明をさせていただきましたけれ  
ども、市長から説明していますが、これまでも確かにないところで進めてはきております。  
ですが、先ほど言った、職員のほうにも責任が問われるという時代でもありますし、各課で  
やっている中で、多少解釈が困難な部分が出てきていました。というのは、法律も違う、そ  
の中で統一的な対策をしたほうがより進めやすいといったようなところ、あとは説明の中にも  
ございますけれども、実際に回収困難な、債権によってもどの部分まで放棄できるのかと  
か、そういった統一的な部分が必要であろうといったようなところから出てきたものでござ  
います。
- ◎**大野栄光委員** これまでも、債権回収ができないような事例というものが多々あったと思  
います。そういったものの解決の仕方という、方法というものでこの先もやるんでしょけれ  
ども、それを条例に照らし合わせてやるということでしょうか。
- ◎**佐藤一彦税務課長** 確かに債権を回収できないものについては、これまでも議会の承認を  
いただいて不納欠損をしている例もございますし、当然督促もしていますし、そういった回収  
の努力もしていますけれども、先ほど言ったように、公債権、私債権、それぞれの法律があ  
って解釈が違う部分があるというところから、担当者が異動によってもかわりますし、なか  
なか統一的な部分があったほうがやりやすい、進みやすいという話です。
- ◎**佐藤聡一委員** 例えば、今なかなか回収困難な債権というお話があったんですけれども、例  
えばですけれども、私債権で実際時効になって援用がないというようなものとかで、すごい  
長い間管理している債権というのは実際あるのでしょうか。
- ◎**佐藤一彦税務課長** 私債権は税務課のほうで取り扱っておりませんので、具体にはそれぞ  
れの担当課になるんですけれども、あると。（「相当な」の声あり）そこはちょっと、それぞ  
れの課のほうでなので。総体の金額はありますけれども。

◎遠藤信利建設産業部長 ただいまのご質疑の中で、古い債権の中で市営住宅の使用料でございますが、そういう分で、平成3年11月分から管理しているものがございます。

◎佐藤聡一委員 それで、この前の全員協議会のときに、債権の種類等を書類で出していただけるようなお話があったと思うんですけれども、どこにどう載っているか。

◎佐藤一彦税務課長 議員説明会の折に話したのは、これから各課で滞納整理していくという中で、どうしても職員の異動もありますし、マニュアル的なものが必要だろうということで、まだ、今、直す部分もあるか、最終的にまだ見ている部分もあるんですけれども、解説本です、そういうものをつくって、その中に先ほど言ったものも織り込みまして、見やすいようにやっていくという説明を申し上げたところでございます。

◎佐藤聡一委員 そうすると、ちょっとお聞きしたいんですけれども、非強制徴収の公債権と私債権の区分というのは、もうはっきりしたものとして法律的にルールで決まっていて、今さら迷うものとかではないということの捉え方でよろしいでしょうか。

◎佐藤一彦税務課長 先ほど説明したのは、こういった小さくて見にくいんですが、一覧表にして、公債権、私債権、強制徴収債権、非強制徴収債権といったような形で分けて、見やすいように作成したものをつけるという予定ですけれども、その中には、裁判によって私債権、公債権が変わった例もございます。今現在も、そういう表現でしか言えないのかなというふうに。

◎山谷清委員長 暫時休憩します。

午前10時11分 休憩

~~~~~

午前10時12分 開議

◎山谷清委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤委員のほうから資料請求があったわけですが、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎山谷清委員長 ご異議なしと認めます。

暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

~~~~~

午前10時14分 開議

◎山谷清委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐藤一彦税務課長 ただいま手元にお配りしました表ですけれども、債権の中の種類が分かっていることから、公債権、私債権で、公債権の中にも、強制徴収債権と非強制徴収債権というふうに分かれていますので、それが見やすいと、わかるような形でこの表をつくったところでございます。

◎佐藤聡一委員 資料ありがとうございます。それで、恐らくこの債権となっているのは、税金の部分、あと国民健康保険税とかというのが多いんだろうなというのは予測できるんですけども、その辺ざっと額として、あと、できれば非強制徴収債権のほうも、こういったものが額として残っているのか教えていただければと思います。

◎佐藤一彦税務課長 平成27年度分までというか平成27年度の資料となりますけれども、まず、建設課の道路占用料が収入未済額として16万1,160円、それから子ども家庭課の保育園保育料が426万1,100円、上下水道の下水道使用料で1,516万119円、それから下水道の同じく上下水道事業所の下水道受益者負担金で230万5,810円、それから建設課の市営住宅使用料ですと、これ私債権になりますが、3,662万8,835円、それから上下水道の水道料金、これも私債権ですけれども、9,192万771円といったようなものが主なものです。（「幾らだ、合計すると」の声あり）

◎保科善一郎委員 今回の年度は。

◎佐藤一彦税務課長 平成27年度。

◎保科善一郎委員 単年ですか。

◎佐藤一彦税務課長 平成27年度末での状況。

◎保科善一郎委員 いつからというのは。

◎佐藤一彦税務課長 ずっと前から積み上げで、平成27年度末での収入未済額となります。

ちなみに、市税のほうの収入未済額として、こちらも平成27年度末ですが、全体で3億8,239万8,000円になります。残額で。先ほど言った国民健康保険税、これは保険税だけですけれども、約3億616万円といったような額になっております。

◎澁谷政義委員 平成27年度末としても、このほかにはもう処理されているやつはあるんですよ。不納欠損という処理。これも処理されていない数字があがっているということ。

◎佐藤一彦税務課長 前の議会を詳しく覚えていませんが、保育園使用料なども不納欠損であげたりがございますので、そういった処理されたものは除いて残っている分ということですよ。

◎保科善一郎委員 その分の数字はちょっと公開できないですか。総額。

◎山谷清委員長 今までの分。

◎保科善一郎委員 今の累計の合計。

◎山谷清委員長 残っている分。可能ですか、税務課長。

◎佐藤一彦税務課長 先ほど発言しました住宅使用料等の合計、私債権の収入未済額の合計として1億5,621万3,741円。

◎佐藤聡一委員 これから、条例をつくってからということになるんでしょうけれども、そのうちで実際回収することが困難だと判断されて、放棄するという額が今予想されている額というのはあるんでしょうか。それはまだ完全にこれからですか。

◎佐藤一彦税務課長 今お話しした私債権の合計額としてはつかんでおりますけれども、それぞれの中身についてはまだこれからという形でございます。

◎管野恭子委員 条例をつくってやりやすくなるんだろうと思いますが、各課において推進していくのは非常に大変なのかなというふうに考えます。できれば、一括して債権管理課みたいなものをつくって推進していかれたほうがいいのではないかなと。課でなくても係でも。そのほうが専門にそちらのほうに対応できる人員を配置するとかできれば、一定期間弁護士なんかも雇用しながら、専門的にやっていたほうが効率がよいのではないかと考えますが、ほかの自治体で債権管理を専門にやっているような自治体があれば。あと、今、私が言ったことについてどう思われるか、菊地副市長にお伺いしたいと思います。

◎菊地正昭副市長 今、管野委員がおっしゃったこともそのとおりかなと。何か話を聞くと、そういうふうにしてやっている自治体もあるやに聞いてはおります。ただ、白石市の考え方としましては、先ほど冒頭で私お話しさせていただきましたけれども、市税といわゆる私債権という形になると違うのかなというふうに思うところがあります。

それで、個人情報の保護云々という話になってくると、そういう意味では秘密漏えいの、地方税法の関係と私債権の関係で、先ほどもちょっと話しましたがけれども、なぜ私の住宅使用料まで知っているのと、税金以外の話まで知っているのという話になってくると、同じ役所の中だと、「役所の中の人みんな何でも知っているのね」って、「情報が縦横全部知っているのね」という話になると、そこは私の市としてつらいところかなというふうにも思っております。ですから、なかなかそういう意味では、1つの課、1つの係でこれを全部掌握して収納に当たるということは、私の今の市の考えとしては難しいというふうに判断しております。



◎**管野恭子委員** 先ほどもこのあたり出ましたけれども、回収する責任、権利というのはあると思うのです。行政の側に。それは、市民に対する義務でもあると思うのです。そういったことから考えれば、決して今おっしゃったようなことを危惧することよりも、もっと優先すべきものがあるのではなかろうかなというふうに考えます。

◎**菊地正昭副市長** これは、今、管野委員のおっしゃったことも一理あるというふうには認識をしておりますけれども、例えば専門性ということに鑑みますと、地方税に精通した職員が税のほうについては滞納整理を行う、例えば住宅使用料の関係については建設課に住宅係がおります。住宅の関係に精通しております。そうすると、その職員が、今までもそういう意味では、例えばこれは随分滞納が積もっておりまして、その鷹巣のところの住宅で、議会のほうにも議決をお願いしまして、退去してもらったという例もございますけれども、そういう判断が、例えばそれだけで、その課、係だけで住宅使用料、それから下水道料金、水道料金、保育園の保育料、全部その職員ができるかということ、ちょっと難しいのかなと。そうすると、専門性を持っている担当課が今まで当たっていたように、当たったほうが法律にも理解が深いので、できるのかなというふうには考えております。

◎**管野恭子委員** この条例の第5条のところなんですけれども、台帳の整理のところ、データをしっかり把握していくために台帳をつくるんだと思うんですけれども、これは、各部だけにつくって、それをきちっと統括するところというのがどこになるのか。そういったところは無い。

◎**佐藤一彦税務課長** 台帳をつくって総括するところはありませんか。というのは、債権を管理するために必要な部分でして、そのために台帳を整理するという項目をつくってございます

◎**管野恭子委員** あくまでも各課ごとに。そういうことだということはわかりました。

◎**志村新一郎委員** せっかく資料を出してもらったので聞いておきたいんですけども、ここに最高裁判決いろいろ出ているようだけれども、これは小額なんだね、高額なんですか。結局100万円超している判決なんだか、100万円以内の判決なんだかお聞かせください。

◎**佐藤一彦税務課長** 金額には関係なく、債権の種類ということで考えていくと。金額でなくて、この債権名がありますよね、この債権については、今まで公債権とか私債権とかということになります。

◎**志村新一郎委員** そういう内容だけで、それを分けたということで載せたと。

◎**佐藤一彦税務課長** はい。

◎志村新一郎委員 私が言いたいのは、ここで債権管理条例を制定すると、この中の第11条に専決処分に関することと出ていることですね。それがこういうふうになったときに、今度は裁判にかかっている云々したとき、現在どのくらいあるんだか知らないけれども、例えば100万円以内ということで考えて専決したとすると、80万円、90万円になったときに、市のほうとして債権を徴収するところに入ったときに、裁判にかかりました、はい100万円かかりました、200万円かかりましたというふうな案件が多分出てくると思うのです。その場合には、どういうふうを考えればいいのか。要は、債権管理基本条例をまず制定した。100万円以内で皆さんやっていいんですよとなったときに、それ以上にかかった分はどういうふうに判断すればいいのか。それとこれとは別だということかい。それだけまず聞いておきたい。

◎佐藤一彦税務課長 まず、事務の効率化といったところから、専決事項ということで案として提案しております。100万円というのは、これまでも損害賠償のほうで市長専決というのがございますので、考え方として同じ100万円であれば、そこまでは市長専決ということで進めていただくという提案でいいのかなというようなことで、その、志村委員がおっしゃった、超えるというのは、また、今ここであるかどうかわかりませんが、100万円という考えとしては、事例として先に認められている損害賠償のほうと同額であれば妥当のかなというところから。

◎志村新一郎委員 先ほどの説明で、市税3億8,239万8,000円、国民健康保険税が約3億616万円だというふうな、この中身で高額になっているものってあるの。要するに、市税滞納しているんだから、だから3年も5年も10年も滞納すれば100万円だ200万円だってなるんでないかな。例えば水道料金にしても、上下水道でも同じ結果だと思うのです。その辺のところ、どういうふうになっているのか、説明願えればありがたいですね。

◎佐藤一彦税務課長 今、資料が手元にはございませんが、税のほうでいきますと、確かに1件当たり、1滞納者当たりでは高額なもの、何千万という法人もございます。

◎菊地正昭副市長 要は、高額になって、こちらのほうになかなか納付も応じてくれない、そういう方、業者さんいらっしゃいます。それについては、仙南広域のほうの滞納のほうをお願いをしているという事例もございます。そちらのほうで、より強い権限で回収に当たってもらおうというようなことで当たってもらっている事例もございます。今、志村委員がおっしゃったように、大分高額になっている方もいらっしゃるというふうに認識してございます。

◎志村新一郎委員 多分そうだと思うのです。そして、高くなると仙南広域のほうでやられる。

これはいいんだけど、先ほど債権管理条例をやれば、少額のやつを結局債権管理課がそういうふうなものもできるのね。そうすると、そこでやるんだとすると、例えば1番なのが、市の下水はいいとして、水道料だよ。結局、市民の生活に一番重要な水、電気、そういうふうなものがどうなるのか。結局、我々専決で決めて取れなかったから、あと水とめるよ云々といったときに、どこまで影響するのかなと思って、その辺のところをお聞きしたい。

例えば、そのほかに授業料とかなんとか、その辺のところも学校もあると思うんだけど、例えば親にして本当に金のない人、これは放棄せざるを得ない、放棄するというか控えざるを得ないというものもある。この債権管理条例にも載っているけれども。だから、その分の、要は親はある程度あるんだけど、あの人、払う気あるのかなという人が、こういうふうなケースに係ってくると思うんだけど、そのときに、問題は専決、このまま条文で出してそのままいいのかということになったときに、議会提出となったときに、「議員がやったのかい」という話になる。俺は当局でやってほしいと。この前、説明会のあるときにあったんだけど、要は議員の提出で可決するのか、当局で提出してそれを議案として可決するのか、そこまで考えてほしいし、答弁してほしいんです。

◎菊地正昭副市長 第180条でお願いする案件につきましては、あれは今お話しさせていただきましたように、議員の議決権ということの一部を指定して委ねてもらうということなものですから、それは議提でお願いをしたいという話をさせていただきました。

それから、今、生活困窮者云々という話が出ましたけれども、例えば学校のほうで言うと、給食費にしても要保護、準要保護といったさまざまな制度があります。そちらのほうにのっただけであれば、そういうものが免除になるというような制度もあるので、ただ、うちのほうの思っているのは、今委員さんがおっしゃったところで、払えるのに払わないという方が中にはいらっしゃるんです。そういう方を、そういう意味では、まともにちゃんと払っている人たちに対して、何であの人という話になれば、やっぱり申しわけないのかなということがございますので、そういう対応をさせていただきたいなと思って、この条例の提案の理由の1つにはあるのかなというふうに思っております。

また、第18条に放棄の規定もございます。そういった中で、例えば生活困窮者云々とかそういう文言も入って、もう払えないというような方々を、何が何でもということではないということでご理解をいただければと思います。

◎志村新一郎委員 今言うとおりでと思うんです。この条例の中に、債権管理条例第18条では放棄することなんだけど、要は、先ほど何で私が言ったかという、例えば親は

払う気がないけれども、いや金はあると。パチンコに行くよ、遊んでいるよと。だけれども、今遊ぶ金があったって、そういう金はないと。そうすると、子供はどうなるのか。親はそれでいい。だけれども、子は本当にかわいそうな思いをしているはずなんです。その辺のところを一番、専決でやって、はい徴収しますよといったときに、子供たちがどういうふうなことになるのか、それが一番の懸念なんです。そうでなかったら、いや、いいですよ、どうぞやってくださいと言いたいんだ。言いたいんだけど、そういう子供たちがどういうふうにあるのか、その辺のところも考えてもらわないと、我々は子供の将来を考えてそういうことをしていかななくてはならないと思うので、そこも何か考えあれば。

◎菊地正昭副市長 今、給食の話ちょっと出ているので、給食費はあくまでも預り金なものですから、今回の私債権には入っていないということをご理解いただきたいんですけども、今、志村委員がおっしゃったように、親が遊びで子供に影響があるという話は、確かにそういう家庭もいらっしゃるということも把握していますし、うちの担当が例えば税金の徴収で行っていると、本当に大変な家庭と、何でという家庭がやっぱりあるんだと思います。私も税務課にいまして徴収もさせていただきましたので、そうするとやっぱり聞くと、行った後はさすがに何かわかるんですね。大体徴収担当者は。そういう意味では、先ほども申しましたけれども、パチンコとかやって払わないというのは、私はそれはちょっと、「極端な話」の声あり）申しわけないですけども、それは払ってもらわないと困るかなというふうに思いますので、私のほうは厳しく当たりたいとは思っております。

◎佐藤聡一委員 今の議論なんですけれども、我々例えば議員の立場として、支出のほうを見るときに、市民のお金だということで我々よく見るんですけども、お金を集めるほうを、これは市民の財産としての税金だと私は思います。ですので、債権を安易に放棄するのでもまたこれも違いますけれども、ルールはルールでつくって、しっかりと可能性がないものについては放棄するものは放棄して、合理的に取ってこられるお金に注力していくというのが大事なことなのではないかなと思います。

そういう意味で、今回、債権管理条例には賛成しますし、ただ、先ほど志村委員がおっしゃった、生活が本当に苦しい方に対しては、今までもやっておられたと思うんですけども、税金であれば納付の相談をお願いして、あとほかのものであればそれぞれのルールで恐らくあるんだと思うので、そういったものは続けていただいて、やっていただけたらいいのではないかなというふうに思います。

◎大野栄光委員 先ほど額が発表されまして、もう本当に我々にしてみれば、一夜にしてたま

った額ではない、長年の間にたまった。これが民間企業であるならば、もう倒産とか貸し倒れとか、そういったことが起こり得るんだと思うんですけども、行政ということで、一般市民の暮らしを見た上で、こういったことが長年かかって蓄積されてきたということがあったんでしょけれども、今後ともそれらしき危ない人という見る目も養わなくてはいけないのではないのかなど。その時点で、そんなにその個人が何百万もたまらないような指導のあり方も必要なのではないかと思います。

◎菊地正昭副市長 先ほど私も税務課にいたという話をさせていただきましたけれども、私のときもそうですけれども、今、収納管理室がありまして、納税相談等々させていただいているという経緯もございます。それで、国保税に限っては、それは賛否両論あるんですけども、資格証云々ということもございます。それにただ資格証をやるのではなくて、こういうことで何とか一部でも期限を切って納めてくださいというような相談も含めてお願いをしているわけです。それにも応じないという形であれば資格証という形になるわけです。そういう親身になってご相談をうちの職員がさせていただいておりますので、ただ、それに全然応じないという方も中にはいらっしゃるということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

◎山谷清委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山谷清委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします

討論に入ります。討論はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山谷清委員長 討論なしと認めます。

採決に入ります。ただいま議題となっております第5号議案を採決いたします。

第5号議案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎山谷清委員長 ご異議なしと認めます。よって、第5号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上もちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本委員会に付託された案件の審査経過と結果については、来る3月9日の本会議において委員長から報告いたしますが、その内容につきましては、委員長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎**山谷清委員長** ご異議なしと認め、委員長報告は委員長に委任することに決定いたしました。  
この際、暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

~~~~~

午前10時43分 開議

◎**山谷清委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど第5号議案は可決したんですが、管野副委員長から皆さん方に提示したい旨の申し出がありますので、管野副委員長からお願いいたします。

◎**管野恭子委員** 皆さん、本日は大変ご苦労さまでございました。

今、議案審査した1点について委員会可決たわけですが、この条例をより円滑に運用していくために、訴えの提起について、議員提出議案で市長の専決処分事項として指定してはどうかと考えます。

現在、市の債務に属する損害賠償につき、1件100万円を超えない範囲内において市長の専決処分事項になっております。訴えの提起についても、同様に100万円を超えない範囲で市長の専決処分事項に加えれば、消滅時効の迫った債権などにも施行後迅速に対処できるものと考えます。

本来、専決処分は望ましいことではありませんが、通年議会体制にない本議会においては、本件を専決処分事項として認めていくことは市民の利益に通ずるものと考えます。ぜひご審議いただきたいと思います。

◎**山谷清委員長** ただいま管野副委員長より、議員提出案件として現在のものに加えて、新たに市長の専決処分事項の指定についてはどうかというふうなご意見がございました。何か皆さん方からございましたら。

◎**保科善一郎委員** 私はご異議ございません。

◎**大野栄光委員** 私もご異議ございません。

◎**山谷清委員長** なければ、ただいまの内容について議員提出案件となりますので、議会運営委員会において説明いたしますが、その内容につきましては、委員長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎**山谷清委員長** ご異議なしと認め、説明は委員長に委任することに決定しました。

次に、所管事務調査を行います。

本日の所管事務調査は、白石市農業委員会候補者選考委員会設置要綱及び白石市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱について調査するものです。

このことについて、当局から説明したい旨の申し出がありますので、これを許します。榛澤農業委員会事務局長。

◎**榛澤浩司農業委員会事務局長** それでは、貴重な時間をつくっていただきまして、まことにありがとうございます。前回の第423回定例市議会におきまして、総務産業建設常任委員会において提出条例をご審議いただきておりました。その際に、2月定例議会時に農業委員及び農地利用最適化推進委員の選考における選考委員会の設置要綱をご提示させていただくということにさせていただいておりました。今回その要綱をご提示させていただくとともに、その内容についてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

それでは、皆様のお手元のほうに要綱をご配付させていただいておりますので、それに基づきまして説明させていただきたいと思っております。まず、この要綱、農業委員候補者選考委員会設置要綱についてご説明をさせていただきます。

この要綱におきましては、農業委員の選任に関する規則、平成28年12月15日公布されております。この規則の第6条で、農業委員候補者選考委員会を設置するというふうな規定をさせていただいておりました。それに基づきまして、今回この農業委員会候補者選考委員会設置要綱を定めたものでございます。その内容についてご説明をさせていただきます。

まず、第2条をごらんください。選考委員の任務を規定しておりまして、1号で候補者の評価を行って、その結果を意見として市長に報告するというふうな規定をさせていただいております。また、2号では、その評価については活動履歴を審査するとともに、場合によって面接や聞き取り調査などを行うものというふうな規定をさせていただきました。

また、第3条におきましては、選考委員のメンバーを定めております。当初、定数条例の審議の際には、5人程度というふうなお話をさせていただいておりましたが、内部でいろいろ協議をした結果、市の職員以外の部分ということで、自治会長さん2人、それから農業委員会の委員経験者1人という3人を含め、白石市職員の組織ということで4名を加え、合計7名の委員によって選考委員会を組織するというふうな規定にさせていただいております。

また、第4条で、委員の任期を3年としておりまして、この3年間の次の任期の際までに

欠員が生じた場合において、すぐに対応できるようなものとするために、任期を3年というような形にさせていただいておるところでございます。

次に、第6条をごらんください。第6条におきましては、会議を規定しておりまして、市長が招集し、委員長が議長となるというふうなものを規定しております。

また、第7条においては、庶務について規定しておりまして、農業委員会事務局において庶務は行うというような規定にしております。この要綱に関しましては、公布日2月10日で公布されておるところでございます。

また、その次に、農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱というものを添付させていただいておりますので、そちらをごらんいただきたいのですが、内容においては、農業委員候補者選考委員会設置要綱と同文でございます。ただし、この要綱においては、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱するというようなことになっておりますので、農業委員会規則として規定しております。

それで、具体的に、この選考の内容について公平性を保つために、この要綱のほかに選考要領というものを定めまして、点数での評価や地域のバランス、地域での評価等を考慮しながら選考するものというようなことで、具体的な内容のものを定めております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

あと、参考なんですけれども、今現在、農業委員と推進委員の募集をしております。その募集の状況なんですけれども、中間発表をさせていただきまして、ホームページのほうではご確認できるかとは思いますが、中間発表の時点で2月28日にしておりますが、農業委員は13名、推進委員は14名の申し込みがございます。今、逆に3月3日現在では1人ずつふえまして、農業委員が14名、推進委員が15名というような状況でございます。よろしく願いいたします。

◎**山谷清委員長** ありがとうございます。

当局の説明は終わりました。初めに、白石市農業委員候補者選考委員会の設置要綱の質疑に入ります。質疑ありませんか。

◎**小川正人委員** 設置要綱は理解できますけれども、例えば選考委員の方が定数と同じだったら、無条件でそれも審議するのか。ただ、定数どおりであっても、審査した結果、Aさんは不適格だということで、定数内であってもマイナス要因として選考しないのか、どうですか。

◎**榛澤浩司農業委員会事務局長** この要綱、委員に関しましては、いろいろ業務をしていただくことになっております。その業務にそぐわない方、そぐう方は最低限選ぶというか選考さ

せていただいて、適格な方であるかどうかは一応の評価をさせていただく必要があるかと思
います。

◎小川正人委員 私の聞きたいのは、ただ公選だったら定数内であれば無条件で無投票だけ
ども、この選考委員会といった場合は、定数であっても、その規定に合わなければ落とす
ということはある得るということですか。

◎榛澤浩司農業委員会事務局長 選外にされるということは基本的にないかと思
います。とい
うのも、申請の際に申込書の中身を事務局のほうで審査させていただいて、そこで初めて了
解いたしましたというような形にさせていただいているので、選外になるということは、そ
の時点でするということはずないと思
います。

◎小川正人委員 よっぽどのことない限り。

◎榛澤浩司農業委員会事務局長 はい。

◎小川正人委員 あり得ることもあるというわけだ。

◎榛澤浩司農業委員会事務局長 よっぽどでない、ないと思
いますので。

◎山谷清委員長 ほかにありませんか。

◎志村新一郎委員 選考委員会設置要綱わかるんだけど、これ選考するとき、時期とか
の規定は必要ないの。いつから施行するとなっているけれども、例えば選考委員にことしの
4月だったら4月から5月でいいよと。そして、選任して4月に任命すると。そうすると、
受け付けとか、あとそれを選考する選考の期間というのはいつの期間と違ってあるの。

◎榛澤浩司農業委員会事務局長 選考する期間というものは何も定めがござい
ません。ただ、
事務手続上の話でございますけれども、選考委員会を開いて公平性とか透明性とかそうい
ったものを皆さんに公表しなくてはいけないというような規定はござい
ます。その先に、議会の承認をいただいた上で、市長が任命する、もしくは農業委員会が委嘱するとい
うふうな規定になっておりますので、どの期間に、それからこの期間にというような定めは何もござ
い
ません。

◎志村新一郎委員 ということは、議会にかけるということは、最終4月、前は改選が交代時
期になるということだと思
うけれども、結局議会にかけるとしたら6月議会しかないわけ
です。その前のほかの審議はというと、3月議会にかけてもいい、12月にかけてもいいよとい
うことの話になると思
うんだけど、期間を決定しなければ。だから、普通は改選前の議
会の議決で決定になるのかなと思
うんだけど、そういう明記がなく
ていいのかと。

要するに、今の2月議会で決めるとなれば、そうすると、ずっと前からやらなくていけな

くなる。ところが、6月議会だったらば、その前の議会提出案件まで、いつなんだか、6月とすると、その辺の1カ月前とかなんとかって出てくるはずなんだけれども、そういうのも全然ちょっと今の話だと。

◎**榛澤浩司農業委員会事務局長** 今この時期に選考会を開こうというふうに考えているのは、今回初めての法改正の関係で、初めての選考の時期になるというようなことで、どのくらいの方々が集まっていたか、応募していただけたかがわからないと。今3月13日まで期限をとっておりますけれども、もしかすると少なければ延長しなくてはいけないというふうな規定もございます。延長することもいろいろ含めて考えますと、できるだけ早く公募を、早めて公募して、それから選考委員会をきっちりとりとれるような時期に、その時期を選定しておく。余裕を持った形で、6月議会とかそういったものに合わせられるような形で今回設定させていただいているところです。

◎**小川正人委員** 今、透明性を期すために選考結果をある程度公表すると、そういうことですがけれども、例えば今もう既に定数を1人オーバーしていると。だから、もし14名で1人が選考に漏れた場合は、なぜ漏れたかも公表するということですか。逆に言うと。

◎**榛澤浩司農業委員会事務局長** 漏れた理由とかというのを公表するものではなくて、選考された方のみを最終的には掲示させていただくというような形です。

◎**澁谷政義委員** それは、公表はいいんだけど、選考から漏れる人も出てくる可能性がありますよね。ただ、それに対しての、例えば評価方法の得点法が、採点表みたいなものがあるわけだけでも、推薦者がいるわけだ。中に。推薦者が、何で俺らほうの推薦したのだめだったって、個別に聞きにくる可能性があると思うんだけど、それに対しては対応してくれるわけですね。

◎**榛澤浩司農業委員会事務局長** これは、あくまでも皆様に公平性、透明性というようなことで表記をしないといけないということがございますので、それはある程度は、どういう部分でこちらの方というか、その方がこういうふうになったのというようなこととお話はさせていただきますが、細かい部分に関しては、全てを公表するというような形は考えておりません。例えば点数であれば、総合点数はこういうような形でございましたというような表記とか表明をさせていただくと。

◎**管野恭子委員** きっと前にもお示しいただいたと思うんですが、農業委員を決める基準ですね、もう一度確認したいと思います。選考委員を決める基準。

◎**山谷清委員長** 選考委員を決める基準ね。農業委員としての適性かどうかの基準ですか。

◎管野恭子委員 選ぶというのですね、客観的なもの。

◎榛澤浩司農業委員会事務局長 基準は一応手元にはございますが、皆様のところには、大変申しわけないんですが、これから選考会を開くというようなこともございますので、いろいろ支障が出てくる可能性もあるということがございます。公募を今している段階でございまして。それを、この時点で皆様にご提示させていただくというのはちょっと難しいのかなというふうには思いますので、大体の流れというようなものでお話しさせていただきたいと思うんですけれども、例えば、今まで農業委員を経験していた方であるとか、あと農業に従事しているのは当然ですけれども、耕作において技術的な指導力のある方とか、それから地域のバランスを考慮してということもありますので、白石市全地域、旧町村の中でバランスよく配置させていただきたいというような考えとか、あとは当然ながら法で定まっております認定農業者であるか、それとも準ずる者であるか、もしくはそれ以外であるか、あとは女性であるか男性であるか、年齢はどうなのかとか、そういったところを全て考慮しまして、最終的な点数をつけさせていただくというふうにご考えております。

◎管野恭子委員 この項目、どこが何点とかというのは言えないということですね。（「はい」の声あり）

もう一つ、今の段階で申請のある、さっき人数聞きましたが、この中で女性はどのぐらい含まれているのかお伺いします。

◎榛澤浩司農業委員会事務局長 今現在は、申し込み者の中でお一方のみでございます。

◎山谷清委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山谷清委員長 なければ、私のほうから聞いていいですか。

第3条の中の農業委員会の委員経験者というふうなことになってございますが、これはどういうふうな方を指名するのか、もしわかるのであればお願いをいたします。

◎榛澤浩司農業委員会事務局長 今現在、農業委員を前に経験した方、そういうことでございますので、どのくらいいらっしゃるのかというふうないろいろうちのほうでも確認させていただいたところ、なかなか人数が少ない部分がありまして、いろいろ当たりまして、お一方だけ今やっと引き受けていただける方が出ましたので、その方をお願いしようかというふうなことで、大平の方をお願いしているところです。

◎山谷清委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**山谷清委員長** 質疑がないようですので、次に、白石市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**山谷清委員長** 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の所管事務調査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この委員会において議決されました議案の条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を会議規則第107条の規定に基づき委員長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎**山谷清委員長** ご異議なしと認めます。よって、その整理を委員長に委任することに決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

終始熱心にご審議をいただき、まことにご苦労さまでした。

~~~~~

午前11時05分 閉会

白石市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務産業建設常任委員長 山谷 清